

## 特殊法人等整理合理化計画

特殊法人等改革基本法（平成13年6月21日法律第58号）に基づき、特殊法人等整理合理化計画が平成13年12月19日閣議決定されました。このうち、国家公務員共済組合連合会に係る部分は、以下のとおりです。法律に規定されているとおり、集中改革期間内（平成18年3月31日まで）にこれらの措置を講ずることとなります。

法 人 名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
国家公務員共済組合 連合会	<p>【国家公務員の年金積立金の運用、年金の給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設等】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている医療施設・宿泊施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。 事業実績が小さい又は利用者の範囲が限定的な住宅事業、保健事業、物資事業は廃止する。</p> <p>【全体】 業務の見直しと並行して、効率化の観点から、体制の見直しを行う。 第三者による評価制度を導入する。</p>
	共済組合類型の法人として整理する。